

平成 17 年 4 月 25 日

各 位

不動産投信発行者名
東京都港区虎ノ門一丁目 25 番 5 号
森トラスト総合リート投資法人
執行役員 村田 正樹
(コード番号 8961)

問合せ先
森トラスト・アセットマネジメント株式会社
取締役 小竹 正嗣
電話番号 03-5511-2461

規約変更及び役員選任に関するお知らせ

本投資法人は、平成17年4月15日付日本経済新聞にて公告のとおり、平成17年6月16日に第7回投資主総会を開催する予定であり、平成17年4月25日開催の役員会において、規約変更及び役員選任に関し、下記のとおり決議しましたのでお知らせします。なお、当該事項は、平成17年6月16日に開催される本投資法人の投資主総会において承認が得られることを条件とします。

記

1. 規約変更の主な内容及び理由について

第 2 条関係

第 26 条第 1 項と重複するため、なお書き以下を削除するとともに、その他字句の修正等を行うものであります。

第 3 条、第 5 条、第 6 条、第 16 条第 1 項、第 17 条、第 21 条、第 24 条、第 25 条、第 26 条第 4 項、同条第 6 項、第 32 条、第 34 条、第 42 条関係

各条項を規約において通常用いられる用例に従い変更又は内容を明確化し、その他字句の修正を行うものであります。

第 7 条、第 19 条、第 30 条、第 33 条、第 36 条ないし第 40 条関係

設立の際に定めた規定のうち既に不要となった条項を削除し、規約を簡素化するとともに、その他字句の修正を行うものであります。

第 10 条第 1 項、第 12 条第 1 項、第 18 条、第 22 条第 1 項関係

将来的に執行役員及び監督役員を増員した場合に備えて追加するとともに、その他字句の修正をします。

第 22 条第 2 項、同条第 3 項関係

第 22 条第 1 項を変更することに伴い、役員会招集権者以外の役員による役員会招集手続き、及び緊急時の役員会招集手続きについて、投資信託及び投資法人に関する法律に規定される内容を明記しておくものであります。

第 26 条第 1 項関係

投資対象は「不動産」に限らず「不動産等」に及び、分散投資基準も同様に「不動産等」にまで及ぶため、第

26条第1項(2)においてその旨を明確化するとともに、同項(1)において、その他字句の修正を行うものであります。

第26条第2項関係

租税特別措置法の改正により緩和された特定目的会社優先出資証券の100%取得の特例を受けるために第26条第2項(3)として新設するものであります。

第26条第3項関係

投資対象となる特定資産の種類を整理し、明確化するものであります。

また、東京証券取引所の規則改正に伴い、大規模再開発ビル等への投資機会の確保の観点から、不動産等への投資に付随して生ずる不動産管理会社等の株式の取得、更に不動産等への投資に付随する商標権及び温泉権等の取得も可能となりましたので新設するものであります。

その他、定義の明確化や字句の修正等を行うものであります。

第27条第1項関係

金融先物取引及び金融デリバティブ取引の会計処理方法として、ヘッジ会計も適用できる旨明記するものであります。

第29条第1項、同条第3項、同条第4項関係

利益及び配当可能所得金額の定義を明確化するとともに、その他字句の修正等を行うものであります。

その他

条文の新設、削除に伴い条数の変更を行うとともに、条文の整備を行うものであります。

2. 役員選任の主な内容

執行役員村田正樹は、平成17年6月30日をもって任期満了となるため、平成17年6月16日に開催される本投資法人の投資主総会に、執行役員1名選任にかかる議案を提出するものであります。

(役員選任に関する詳細につきましては、別紙「第7回投資主総会招集ご通知」をご参照ください。)

3. 投資主総会等の日程

- | | |
|------------|------------------|
| 平成17年4月25日 | 投資主総会提出議案承認役員会 |
| 平成17年5月27日 | 投資主総会招集通知の発送(予定) |
| 平成17年6月16日 | 投資主総会(予定) |

以上

[添付資料]

第7回投資主総会招集ご通知

本日資料の配布先： 兜クラブ、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会

平成 17 年 5 月 27 日

投資主各位

東京都港区虎ノ門一丁目 25 番 5 号
森トラスト総合リート投資法人
執行役員 村田 正 樹

第 7 回投資主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、本投資法人の第 7 回投資主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の参考書類をご検討いただきまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、ご押印のうえ、平成 17 年 6 月 15 日(水曜日)までに到着するよう折り返しご送付くださいますようお願い申し上げます。

また、本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律第 93 条第 1 項の規定に従い、規約において「投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主はその投資主総会に提出された議案(複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除きます。)について賛成したものとみなします。」と定めております。従いまして、当日ご出席いただかず、かつ議決権行使書による議決権の行使をいただけない投資主様につきましては、本投資主総会の各議案に賛成したものとみなされ、投資主様の議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入されますのでご留意願います。

敬具

記

1. 日 時 平成 17 年 6 月 16 日(木曜日) 午前 10 時
2. 場 所 東京都品川区北品川四丁目 7 番 36 号
御殿山ヒルズ ホテルラフォーレ東京 地下 1 階 宴会場 「左近の間」
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

3. 会議の目的事項

決 議 事 項

- | | |
|---------|---|
| 第 1 号議案 | 規約一部変更の件
議案の要領は、後記「議決権の行使についての参考書類」
(2 頁から 26 頁)に記載のとおりであります。 |
| 第 2 号議案 | 執行役員 1 名選任の件 |

以上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

当日は本投資主総会終了後、引き続き同会場において「運用状況報告会」を実施する予定です。

議決権の行使についての参考書類

1. 議決権を有する投資主が有する投資口の総口数： 160,000 口

なお、以下の第 1 号議案及び第 2 号議案のいずれにおいても、議決権を有する投資主が有する投資口の総口数は 160,000 口であります。

2. 議案及び参考事項

第 1 号議案 規約一部変更の件

1. 変更の理由

第 2 条関係

第 26 条第 1 項と重複するため、なお書き以下を削除するとともに、その他字句の修正等を行うものであります。

第 3 条、第 5 条、第 6 条、第 16 条第 1 項、第 17 条、第 21 条、第 24 条、第 25 条、第 26 条第 4 項、同条第 6 項、第 32 条、第 34 条、第 42 条関係

各条項を規約において通常用いられる用例に従い変更又は内容を明確化し、その他字句の修正を行うものであります。

第 7 条、第 19 条、第 30 条、第 33 条、第 36 条ないし第 40 条関係

設立の際に定めた規定のうち既に不要となった条項を削除し、規約を簡素化するとともに、その他字句の修正を行うものであります。

第 10 条第 1 項、第 12 条第 1 項、第 18 条、第 22 条第 1 項関係

将来的に執行役員及び監督役員を増員した場合に備えて追加するとともに、その他字句の修正をするものであります。

第 22 条第 2 項、同条第 3 項関係

第 22 条第 1 項を変更することに伴い、役員会招集権者以外の役員による役員会招集手続き、及び緊急時の役員会招集手続きについて、投資信託及び投資法人に関する法律に規定される内容を明記しておくものであります。

第 26 条第 1 項関係

投資対象は「不動産」に限らず「不動産等」に及び、分散投資基準も同様に「不動産等」にまで及ぶため、第 26 条第 1 項(2)においてその旨を明確化するとともに、同項(1)において、その他字句の修正を行うものであります。

第 26 条第 2 項関係

租税特別措置法の改正により緩和された特定目的会社優先出資証券の 100%取得の特例を受けるために第 26 条第 2 項(3)として新設するものであります。

第 26 条第 3 項関係

投資対象となる特定資産の種類を整理し、明確化するものであります。

また、東京証券取引所の規則改正に伴い、大規模再開発ビル等への投資機会の確保の観点から、不動産等への投資に付随して生ずる不動産管理会社等の株式の取得、更に不動産等への投資に付随する商標権及び温泉権等の取得も可能となりましたので新設するものであります。

その他、定義の明確化や字句の修正等を行うものであります。

第 27 条第 1 項関係

金融先物取引及び金融デリバティブ取引の会計処理方法として、ヘッジ会計も適用できる旨明記するものであります。

第 29 条第 1 項、同条第 3 項、同条第 4 項関係

利益及び配当可能所得金額の定義を明確化するとともに、その他字句の修正等を行うものであります。

その他

条文の新設、削除に伴い条数の変更を行うとともに、条文の整備を行うものであります。

2. 変更の内容

現行規約の一部を下記変更案のとおり改めようとするものであります。

(下線は変更部分)

現行規約	変更案
第 2 条 (目的) この投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律 (昭和 26 年法律第 198 号、その後の改正を含みます。以下、「投信法」といいます。) 並びにその他の関係法令に基づき、 <u>資金</u> を主として投信法第 2 条第 1 項、並びに、投資信託及び投資法人に関する法律施行令 (平成 12 年政令第 480 号、その後の改正を含みます。以下、「投信法施行令」といいます。) 第 3 条第 1 項に定める特定資産 (以下、「特定資産」といいます。) に対する投資を目的とします。なお、この投資法人は、 <u>特定資産のうち、この規約第 26 条第 3 項 (1) (a) の不動産等及び同項 (1) (b) の不動産等を主たる投資対象とする資産対応証券等を主たる投資対象とし、安定したインカムゲインの確保と運用資産の着実な成長を目指して、中長期的な資産の安定運用を行うことを目的とします。以下、この規約において用いられる用語は、別途定める場合を除き、投信法に定める意味によるものとします。</u>	第 2 条 (目的) この投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律 (昭和 26 年法律第 198 号、その後の改正を含みます。以下、「投信法」といいます。) 並びにその他の関係法令に基づき、 <u>資産</u> を主として投信法第 2 条第 1 項、並びに、投資信託及び投資法人に関する法律施行令 (平成 12 年政令第 480 号、その後の改正を含みます。以下、「投信法施行令」といいます。) 第 3 条第 1 項に定める特定資産 (以下、「特定資産」といいます。) に対する投資として運用することを目的とします。
第 3 条 (本店の所在する場所) この投資法人の本店所在地は東京都港区とします。	第 3 条 (本店の所在する場所) この投資法人は、本店を東京都港区に置くこととします。
第 5 条 (発行する投資口の総口数) この投資法人の発行する投資口の総口数は 200 万口までとします。発行価額の総額のうち国内において募集される投資口の発行価額の占める割合は 100 分の 50 を超えるものとしま	第 5 条 (発行する投資口の総口数) 1 この投資法人の発行する投資口の総口数は 200 万口とします。 2 <u>この投資法人の発行する投資口の発行価額の総額のうち国内において募集される</u>

現行規約	変更案
す。	投資口の発行価額の占める割合は100分の50を超えるものとします。
<p>第6条(投資主の請求により投資口の払戻しをしない旨) この投資法人は、投信法第2条第23項に定める投資主(以下、「投資主」といいます。)からの投資口の払戻しの請求による払戻しは行わないこととし、<u>クローズドエンド型</u>とします。</p>	<p>第6条(投資主の請求により投資口の払戻しをしない旨) この投資法人は、投信法第2条第23項に定める投資主(株券等の保管及び振替に関する法律(昭和59年法律第30号、その後の改正を含みます。)第30条及び第39条の2に規定する投資証券の共有者(以下、「<u>実質投資主</u>」といいます。))を含みます。以下、「投資主」といいます。)からの投資口の払戻しの請求による払戻しは行わないこととします。</p>
<p>第7条(設立の際に発行する投資口の発行価額及び口数) この投資法人の設立時に発行する投資口の発行価額は1口当たり50万円とし、発行口数は400口とします。</p>	(削除)
<p>第8条(投資口取扱規程) (記載省略)</p>	<p>第7条(投資口取扱規程) (現行どおり)</p>
<p>第9条(投資法人が常時保持する最低限度の純資産額) (記載省略)</p>	<p>第8条(投資法人が常時保持する最低限度の純資産額) (現行どおり)</p>
<p>第10条(招集) 1 投資主総会は、法令に別段の定めがある場合のほか、<u>役員会の決議に基づき</u>執行役員がこれを招集します。 2 (記載省略)</p>	<p>第9条(招集) 1 投資主総会は、法令に別段の定めがある場合のほか、<u>役員会の承認に基づき</u>、<u>執行役員が1名の場合は当該執行役員が、執行役員が2名以上の場合は役員会において予め定めた順序に従い</u>、<u>執行役員1名がこれを招集します。</u> 2 (現行どおり)</p>
<p>第11条(招集の公告、通知) (記載省略)</p>	<p>第10条(招集の公告、通知) (現行どおり)</p>
<p>第12条(議長) 投資主総会の議長は、この投資法人を代表する執行役員とし、かかる執行役員に事故あるときは役員会で定めた順序により、他の監督役員のうち1名がこれに当たります。 (新設)</p>	<p>第11条(議長) 1 投資主総会の議長は、執行役員が1名の場合は当該執行役員が、執行役員が2名以上の場合は役員会において予め定めた順序に従い、執行役員1名がこれに当たります。 2 <u>全ての執行役員に欠員又は事故がある場合は、役員会において予め定めた順序に従い、監督役員1名がこれに当たります。</u></p>

現行規約	変更案
第 13 条（決議） （記載省略）	第 12 条（決議） （現行どおり）
第 14 条（書面による議決権の行使） （記載省略）	第 13 条（書面による議決権の行使） （現行どおり）
第 15 条（みなし賛成） （記載省略）	第 14 条（みなし賛成） （現行どおり）
第 16 条（基準日） 1 この投資法人は、投資主総会直前の決算期の最終の投資主名簿（実質投資主名簿を含みます。以下同じ。）に記載又は記録された投資主をもって、その招集に係る投資主総会において権利を行使することのできる投資主とします。但し、投資主総会の会日が決算期から 3 月を超えるときは投信法第 91 条第 1 項及びこの規約第 11 条により投資主総会の招集公告をする日の最終の投資主名簿によるものとします。 2 （記載省略）	第 15 条（基準日） 1 この投資法人は、投資主総会直前の決算期の最終の投資主名簿（実質投資主名簿を含みます。以下同じです。）に記載又は記録された投資主をもって、その招集に係る投資主総会において権利を行使することのできる投資主とします。但し、投資主総会の会日が直前の決算期から 3 月を超えるときは投信法第 91 条第 1 項及びこの規約第 10 条により投資主総会の招集公告をする日の最終の投資主名簿に記載又は記録された投資主をもって、その招集に係る投資主総会において権利を行使することのできる投資主とします。 2 （現行どおり）
第 17 条（投資主総会議事録） この投資法人の投資主総会の議事については、議事の経過の要領及びその結果を記載又は記録した議事録を作成し、議長並びに出席した執行役員及び監督役員がこれに署名もしくは記名なつ印又は電子署名し、この投資法人の本店に 10 年間保存するものとします。	第 16 条（投資主総会議事録） この投資法人の投資主総会の議事については、議事の経過の要領及びその結果を記載又は記録した議事録を作成し、議長並びに出席した執行役員及び監督役員がこれに署名若しくは記名なつ印又は電子署名し、この投資法人の本店に 10 年間保存するものとします。
第 18 条（執行役員及び監督役員の員数） この投資法人の執行役員は 1 名、監督役員は 2 名とします。	第 17 条（執行役員及び監督役員の員数） この投資法人の執行役員は 1 名以上、監督役員は 2 名以上（但し、執行役員の数に 1 を加えた数以上とします。）とします。
第 19 条（執行役員及び監督役員の選任） 執行役員及び監督役員は、投資主総会において選任します。但し、成立時の投資口申込証に記載された執行役員及び監督役員は、当該投資口の割当てが終了したときに、それぞれ執行役員及び監督役員に選任されたものとみなします。	第 18 条（執行役員及び監督役員の選任） 執行役員及び監督役員は、投資主総会において選任します。
第 20 条（執行役員及び監督役員の任期） （記載省略）	第 19 条（執行役員及び監督役員の任期） （現行どおり）

現行規約	変更案
<p>第 21 条（役員会の決議） 役員会の決議は、執行役員及び監督役員の過半数が出席し、その過半数をもって決します。</p>	<p>第 20 条（役員会の決議） 役員会の決議は、<u>法令又はこの規約に別段の定めがある場合のほか</u>、執行役員及び監督役員の過半数が出席し、その過半数をもって決します。</p>
<p>第 22 条（役員会の招集及び議長）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 役員会は、執行役員が招集し、その議長となります。 2 監督役員は、投信法第 106 条第 3 項の規定により、<u>執行役員に</u>役員会の招集を請求することができます。 3 役員会を招集するには、会日より 3 日前に各執行役員及び監督役員にその通知を発することとします。但し、緊急の必要がある場合には、更にこれを短縮することができます。 	<p>第 21 条（役員会の招集及び議長）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 役員会は、執行役員が <u>1 名の場合は当該執行役員が、執行役員が 2 名以上の場合は役員会において予め定めた順序に従い、執行役員の 1 名がこれを招集し、その議長となります。</u> 2 <u>役員会招集権を有しない執行役員は、投信法第 106 条第 2 項の規定により、監督役員は、投信法第 106 条第 3 項の規定により、</u>役員会の招集を請求することができます。 3 役員会を招集するには、会日より 3 日前に各執行役員及び監督役員にその通知を発することとします。但し、緊急の必要がある場合には、<u>執行役員及び監督役員全員の同意を得て、更にこれを短縮又は省略することができます。</u>
<p>第 23 条（役員会の運営） （記載省略）</p>	<p>第 22 条（役員会の運営） （現行どおり）</p>
<p>第 24 条（役員会議事録） 役員会の議事については、議事の経過の要領及びその結果を記載又は記録した議事録を作成し、出席した執行役員及び監督役員がこれに署名もしくは記名なつ印又は電子署名し、この投資法人の本店に 10 年間保存するものとします。</p>	<p>第 23 条（役員会議事録） 役員会の議事については、議事の経過の要領及びその結果を記載又は記録した議事録を作成し、出席した執行役員及び監督役員がこれに署名若しくは記名なつ印又は電子署名し、この投資法人の本店に 10 年間保存するものとします。</p>
<p>第 25 条（執行役員及び監督役員の報酬の額、又は報酬の支払に関する基準）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 執行役員 執行役員の報酬の額は、役員会で決定した金額（月額 80 万円を上限とします。）とし、<u>当月分を当月末日に支払います。</u> 2 監督役員 監督役員の報酬の額は、役員会で決定した金額（一人当り月額 50 万円を上限とします。）とし、<u>当月分を当月末日に支払いま</u> 	<p>第 24 条（執行役員及び監督役員の報酬の額、又は報酬の支払に関する基準）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 執行役員 執行役員の報酬の額は、役員会で決定した金額（<u>一人当たり月額 80 万円を上限とします。</u>）とし、<u>その支払は、当月分を当月末日までに、執行役員の指定する口座へ振込む方法により行うものとします。</u> 2 監督役員 監督役員の報酬の額は、役員会で決定した金額（一人当り月額 50 万円を上限とします。）とし、<u>その支払は、当月分を当月末</u>

現行規約	変更案
<p>す。</p> <p>3 役員報酬、賠償責任の制限 本投資法人は、投信法第 109 条第 9 項の規定により、役員会の決議をもって、同条第 1 項第 4 号の行為に関する執行役員又は監督役員の責任を法令の限度において免除することができます。なお、免除は、賠償の責めに任ずべき額から次の各号に掲げる金額を控除した額を限度とします。</p> <p>(1) 役員会の決議の日の属する営業期間又はその前の各営業期間において、当該執行役員又は監督役員が報酬その他の職務遂行の対価として本投資法人から受け、又は受けるべき財産上の利益（次号に定めるものを除きます。）の額の営業期間毎の合計額のうち、最も高い額の 4 年分に相当する額。</p> <p>(2) 当該執行役員又は監督役員が本投資法人から受けた退職慰労金の額及びその性質を有する財産上の利益の額の合計額と当該合計額をその職に就いていた年数で除した額に 4 を乗じた額とのいずれか低い額。</p>	<p>日までに、<u>監督役員の指定する口座へ振込む方法により行うもの</u>とします。</p> <p>3 役員報酬、賠償責任の制限 この投資法人は、投信法第 109 条第 9 項の規定により、役員会の決議をもって、同条第 1 項第 4 号の行為に関する執行役員又は監督役員の責任を法令の限度において免除することができます。なお、免除は、賠償の責めに任ずべき額から次の各号に掲げる金額を控除した額を限度とします。</p> <p>(1) 役員会の決議の日の属する営業期間又はその前の各営業期間において、当該執行役員又は監督役員が報酬その他の職務遂行の対価として<u>この投資法人</u>から受け、又は受けるべき財産上の利益（次号に定めるものを除きます。）の額の営業期間毎の合計額のうち、最も高い額の 4 年分に相当する額。</p> <p>(2) 当該執行役員又は監督役員が<u>この投資法人</u>から受けた退職慰労金の額及びその性質を有する財産上の利益の額の合計額と当該合計額をその職に就いていた年数で除した額に 4 を乗じた額とのいずれか低い額。</p>
<p>第 26 条（資産運用の対象及び方針） 資産運用の対象及び方針は、次のとおりとします。</p> <p>1 資産運用の基本方針</p> <p>(1) この投資法人は、<u>主として特定資産のうち本条第 3 項 (1)(a) の不動産等及び同項 (1)(b) の不動産等を主たる投資対象とする資産対応証券等に対する投資として運用することを目的とします。</u></p> <p>(2) この投資法人が投資対象とする不動産の主な用途はオフィスとしますが、商業施設、ホテル、住宅等への分散投資も行います。また、投資対象とする不動産の所在は、東京都心部を中心に都心周辺部、及び地方都市等とします。</p> <p>(3) (記載省略)</p>	<p>第 25 条（資産運用の対象及び方針） 資産運用の対象及び方針は、次のとおりとします。</p> <p>1 資産運用の基本方針</p> <p>(1) この投資法人は、特定資産のうち本条第 3 項 (1)(a) <u>に定める不動産等及び同項 (1)(b) に定める不動産等を主たる投資対象とする資産対応証券等を主たる投資対象とします。</u></p> <p>(2) この投資法人が投資対象とする不動産等の主な用途はオフィスとしますが、商業施設、ホテル、住宅等への分散投資も行います。また、投資対象とする不動産等の所在は、東京都心部を中心に都心周辺部、及び地方都市等とします。</p> <p>(3) (現行どおり)</p>

現行規約	変更案
<p>2 税制上における優遇措置への対応</p> <p>(1)(記載省略)</p> <p>(2)(記載省略)</p> <p>(新設)</p> <p>3 資産運用の対象となる<u>特定資産</u>の種類、目的及び範囲</p> <p>(1) 主たる投資対象とする特定資産 この投資法人は、安定した収益の確保を主たる目的として、主として以下の特定資産を運用対象とします。</p> <p>(a) 不動産等(以下、<u>ア</u>ないし<u>キ</u>の特定資産を併せて「<u>不動産等</u>」といいます。)</p> <p>ア (記載省略)</p> <p>イ (記載省略)</p> <p>ウ (記載省略)</p> <p>エ 以下に掲げる資産を信託する信託受益権(不動産に付随する金銭と合わせて信託する包括信託を含みますが、証券取引法(昭和23年法律第25号、その後の改正を含みます。)第2条第1項及び第2項に定める有価証券に該当するものを除きます。)</p> <p>不動産 土地の賃借権 地上権</p> <p>オ (記載省略)</p> <p>カ <u>投資者</u>の一方が相手方の行う上記アないしオに掲げる資産の運用のために出資を行い、相手方がその出資された財産を主として当該資産に対する投資として運用し、当該運用から生じる利益の分配を行うことを約する契約に係る出資の持分(以下、「<u>不動産に関する匿名組合出資持分</u>」といいます。)</p> <p>キ (記載省略)</p>	<p>2 税制上における優遇措置への対応</p> <p>(1)(現行どおり)</p> <p>(2)(現行どおり)</p> <p><u>(3) 資産の総額のうち</u>に占める<u>租税特別措置法</u>(昭和32年法律第26号、その後の改正を含みます。)第67条の15第9項に規定する不動産等の価額の割合として財務省令で定める割合を100分の75以上とします。</p> <p>3 資産運用の対象となる資産の種類、目的及び範囲</p> <p>(1) 主たる投資対象とする特定資産 この投資法人は、安定した収益の確保を主たる目的として、主として以下の特定資産を運用対象とします。</p> <p>(a) 不動産等(以下、<u>ア</u>ないし<u>キ</u>の特定資産を併せて「<u>不動産等</u>」といいます。)</p> <p>ア (現行どおり)</p> <p>イ (現行どおり)</p> <p>ウ (現行どおり)</p> <p>エ 以下に掲げる資産を信託する信託受益権(不動産に付随する金銭と合わせて信託する包括信託を含みますが、証券取引法(昭和23年法律第25号、その後の改正を含みます。)第2条第1項及び第2項に定める有価証券(以下、「<u>有価証券</u>」といいます。))に該当するものを除きます。)</p> <p>不動産 土地の賃借権 地上権</p> <p>オ (現行どおり)</p> <p>カ <u>当事者</u>の一方が相手方の行う上記アないしオに掲げる資産の運用のために出資を行い、相手方がその出資された財産を主として当該資産に対する投資として運用し、当該運用から生じる利益の分配を行うことを約する契約に係る出資の持分(以下、「<u>不動産に関する匿名組合出資持分</u>」といいます。)</p> <p>キ (現行どおり)</p>

現行規約	変更案
<p>(b) 不動産等を主たる投資対象とする資産対応証券等(以下、<u>ク</u>ないし<u>サ</u>の特定資産を併せて「不動産等を主たる投資対象とする資産対応証券等」といいます。)</p> <p><u>ク</u> 資産の流動化に関する法律(平成10年法律第105号、その後の改正を含みます。以下、「資産流動化法」といいます。)第2条第9項に定める優先出資証券</p> <p><u>ケ</u> 資産流動化法第2条第15項に定める特定目的信託の受益証券(<u>(a)</u> <u>工</u>及び<u>オ</u>に掲げる資産を除きます。)</p> <p><u>コ</u> (記載省略)</p> <p><u>サ</u> 投信法第2条第22項に定める投資証券</p> <p>上記<u>ク</u>ないし<u>サ</u>については、不動産等を主たる投資対象とし、資産流動化法上の特定目的会社の財産(上記<u>ク</u>の場合)、特定目的信託の信託財産(上記<u>ケ</u>の場合)、投資信託の信託財産(上記<u>コ</u>の場合)又は投資法人の財産(上記<u>サ</u>の場合)の2分の1を超える額を不動産等に投資することを目的とするものに限り、なお、上記それぞれの財産の2分の1を超える額とは、原則として当該財産の総額に不動産等及びその他の資産の評価損益を加減した額から敷金等を控除した額の2分の1を超える額をいいます。</p> <p>(2) その他の特定資産 この投資法人は、本条第3項(1)に掲げる特定資産の他、以下に掲げる特定資産に投資することがあります。</p> <p><u>ア</u> (記載省略)</p> <p><u>イ</u> (記載省略)</p> <p><u>ウ</u> (記載省略)</p> <p><u>エ</u> (記載省略)</p> <p><u>オ</u> (記載省略)</p> <p><u>カ</u> 貸付信託の受益証券</p>	<p>(b) 不動産等を主たる投資対象とする資産対応証券等(以下、<u>ア</u>ないし<u>工</u>の特定資産を併せて「不動産等を主たる投資対象とする資産対応証券等」といいます。)</p> <p><u>ア</u> 資産の流動化に関する法律(平成10年法律第105号、その後の改正を含みます。以下、「資産流動化法」といいます。)第2条第9項に定める優先出資証券</p> <p><u>イ</u> 資産流動化法第2条第15項に定める特定目的信託の受益証券</p> <p><u>ウ</u> (現行どおり)</p> <p><u>工</u> 投信法第2条第22項に定める投資証券</p> <p>上記<u>ア</u>ないし<u>工</u>については、不動産等を主たる投資対象とし、資産流動化法上の特定目的会社の財産(上記<u>ア</u>の場合)、特定目的信託の信託財産(上記<u>イ</u>の場合)、投資信託の信託財産(上記<u>ウ</u>の場合)又は投資法人の財産(上記<u>工</u>の場合)の2分の1を超える額を不動産等に投資することを目的とするものに限り、なお、上記それぞれの財産の2分の1を超える額とは、原則として当該財産の総額に不動産等及びその他の資産の評価損益を加減した額から敷金等を控除した額の2分の1を超える額をいいます。</p> <p>(2) その他の特定資産 この投資法人は、本条第3項(1)に掲げる特定資産の他、以下に掲げる特定資産に投資することがあります。</p> <p><u>ア</u> (現行どおり)</p> <p><u>イ</u> (現行どおり)</p> <p><u>ウ</u> (現行どおり)</p> <p><u>エ</u> (現行どおり)</p> <p><u>オ</u> (現行どおり)</p> <p><u>カ</u> <u>証券取引法第2条第1項第7号の3に定める貸付信託の受益証券</u></p>

現行規約	変更案
<p>キ 法人が事業に必要な資金を調達するために発行する約束手形（コマーシャルペーパー）</p>	<p>キ <u>証券取引法第2条第1項第8号に定める法人が事業に必要な資金を調達するために発行する約束手形（コマーシャルペーパー）</u></p>
<p>ク （記載省略）</p>	<p>ク （現行どおり）</p>
<p>ケ （記載省略）</p>	<p>ケ （現行どおり）</p>
<p>コ （記載省略）</p>	<p>コ （現行どおり）</p>
<p>（新設）</p>	<p>サ <u>譲渡性預金証書</u></p>
<p>（新設）</p>	<p>シ <u>投信法施行令第3条第13号に規定する金融先物取引等（金融先物取引法（昭和63年法律第77号、その後の改正を含みます。）第2条第11項に定める意味によります。）に係る権利</u></p>
<p>（新設）</p>	<p>ス <u>投信法施行令第3条第14号に規定する金利、通貨の価格その他の指標の数値としてあらかじめ当事者間で約定された数値と将来の一定の時期における現実の当該指標の数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引又はこれに類似する取引（金融先物取引等を除きます。以下、「金融デリバティブ取引」といいます。）に係る権利</u></p>
<p>（新設）</p>	<p>セ <u>株券（実質的に不動産等に投資することを目的とするもの又は不動産等への投資に付随し若しくは関連して取得するものに限ります。）</u></p>
<p>（3）資産運用の対象とする特定資産以外の資産の種類</p>	<p>（3）資産運用の対象とする特定資産以外の資産の種類</p>
<p>ア （記載省略）</p>	<p>ア （現行どおり）</p>
<p>イ <u>この投資法人は、余剰資金の効率的な運用に資するため、わが国の法人が発行する譲渡性預金証書に投資することがあります。</u></p>	<p>（削除）</p>
<p>ウ 本投資法人が主たる投資対象とする特定資産への投資に付随して、民法第667条に規定される組合の出資持分（不動産、不動産の賃借権及び地上権を出資することにより設立され、その賃貸・運営・管理等を目的としたものに限る。以下「任意組合出資持分」という。）に投資することがあります。</p>	<p>イ <u>この投資法人が主たる投資対象とする特定資産への投資に付随して、民法第667条に規定される組合の出資持分（不動産、不動産の賃借権及び地上権を出資することにより設立され、その賃貸・運営・管理等を目的としたものに限る。以下、「任意組合出資持分」という。）に投資することがあります。</u></p>

現行規約	変更案
<p>(新設)</p> <p>(4) <u>リスクヘッジ等を目的とした運用資産</u> この投資法人は、以下の運用を行います が、<u>資金調達に係る金利変動リスクのヘ ッジ及び支払金利の軽減を主たる目的と し、投機的取引は行いません。</u></p> <p>ア <u>投信法施行令第3条第13項に規定す る、金融先物取引等(金融先物取引法 (昭和63年法律第77号、その後の改 正を含みます。)第2条第9項に定め る意味によります。)に係る権利。</u></p> <p>イ <u>投信法施行令第3条第14項に規定す る、金利、通貨の価格その他の指標の 数値としてあらかじめ当事者間で約 定された数値と将来の一定の時期に おける現実の当該指標の数値の差に 基づいて算出される金銭の授受を約 する取引又はこれに類似する取引(金 融先物取引等を除きます。以下「金融 デリバティブ取引」といいます。)に 係る権利。</u></p> <p>(5) 有価証券に対する投資 (記載省略)</p> <p>4 投資態度</p> <p>(1)(記載省略)</p> <p>(2)投資する不動産の選定においては、当該不 動産に関する<u>不動産の状況調査、法的調 査、経済的調査等の詳細調査(デュー・デ リジェンス)</u>の結果を十分に考慮の上、 総合的に判断します。</p> <p>(3)(記載省略)</p>	<p>ウ <u>この投資法人が主たる投資対象とす る特定資産への投資に付随して、商標 法(昭和34年法律第127号)に基 づく商標権、その専用使用権若しくは通 常使用権並びに温泉法(昭和23年法 律第125号)に定める温泉の源泉を利用 する権利等及び当該温泉に関する 設備等に投資することがあります。但 し、第25条に定める資産運用の基本 方針のため必要又は有用と認められ る場合に投資できるものとします。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(4) 有価証券に対する投資 (現行どおり)</p> <p>4 投資態度</p> <p>(1)(現行どおり)</p> <p>(2)投資する不動産の選定においては、当該不 動産に関する<u>状況調査、法的調査、経済的 調査等の詳細調査(デューデリジェンス)</u> の結果を十分に考慮の上、総合的に判断 します。</p> <p>(3)(現行どおり)</p>

現行規約	変更案
<p>(4)(記載省略)</p> <p>(5)(記載省略)</p> <p>(6)(記載省略)</p> <p>(7)(記載省略)</p> <p>5 資産運用の対象とする資産の投資制限</p> <p>(1)(記載省略)</p> <p>(2)(記載省略)</p> <p>(3)(記載省略)</p> <p>6 組入資産の貸付、目的及び範囲</p> <p>(1)この投資法人は、中長期的な資産の安定運用を目的として、原則として運用資産に属するすべての不動産(駐車場、看板などの設置等を含みます。)について<u>第三者との間で賃貸借契約を締結し、貸付を行うこととします。</u></p> <p>(2)特定資産である信託受益権に係る信託財産である不動産については、関連する信託契約に基づき可能な範囲内で、当該信託の受託者に対し、<u>第三者との間で賃貸借契約を締結し、貸付を行うよう指図することとします。</u></p> <p>(3)上記の不動産の<u>貸付</u>に際しては、敷金等を受け入れることがあり、かかる敷金等については、この規約の定めに従い運用を行うか、又は、借入金等の返済に充当します。</p> <p>(4)運用資産に属する不動産に共有者が存する場合、共有不動産全体の投資法人による利用について共有者の同意を得た上で他の共有者の共有持分を、また、不動産が建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号、その後の改正を含みます。)第1条に規定する建物である場合、他の区分所有者の所有する専有部分(共用部分の共有持分等を含みます。)を賃借した上で、それぞれこれを<u>第三者に転貸</u>することがあります。</p>	<p>(4)(現行どおり)</p> <p>(5)(現行どおり)</p> <p>(6)(現行どおり)</p> <p>(7)(現行どおり)</p> <p>5 資産運用の対象とする資産の投資制限</p> <p>(1)(現行どおり)</p> <p>(2)(現行どおり)</p> <p>(3)(現行どおり)</p> <p>6 組入資産の<u>賃貸</u>の目的及び範囲</p> <p>(1)この投資法人は、中長期的な資産の安定運用を目的として、原則として運用資産に属する<u>全ての</u>不動産(駐車場、看板などの設置等を含みます。)について<u>賃貸</u>を行うこととします。</p> <p>(2)特定資産である信託受益権に係る信託財産である不動産については、関連する信託契約に基づき可能な範囲内で、当該信託の受託者に対し、<u>賃貸</u>を行うよう指図することとします。</p> <p>(3)上記の不動産の<u>賃貸</u>に際しては、敷金等を受け入れることがあり、かかる敷金等については、この規約の定めに従い運用を行うか、又は、借入金等の返済に充当します。</p> <p>(4)運用資産に属する不動産に共有者が存する場合、共有不動産全体の投資法人による利用について共有者の同意を得た上で他の共有者の共有持分を、また、不動産が建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号、その後の改正を含みます。)第1条に規定する建物である場合、他の区分所有者の所有する専有部分(共用部分の共有持分等を含みます。)を賃借した上で、それぞれこれを転貸することがあります。</p>
<p>第27条(評価の方法、基準及び基準日)</p> <p>(記載省略)</p> <p>1 資産の評価方法は、下記のとおり特定資産の種類ごとに定めることとします。</p> <p>(1)(記載省略)</p>	<p>第26条(評価の方法、基準及び基準日)</p> <p>(現行どおり)</p> <p>1 資産の評価方法は、下記のとおり特定資産の種類ごとに定めることとします。</p> <p>(1)(現行どおり)</p>

現行規約	変更案
<p>(2)(記載省略) (3)(記載省略) (4)金融先物取引及び金融デリバティブ取引 ア(記載省略) イ(記載省略) (新設)</p> <p>(5)(記載省略) 2 (記載省略) 3 (記載省略) 4 (記載省略) 5 (記載省略)</p>	<p>(2)(現行どおり) (3)(現行どおり) (4)金融先物取引及び金融デリバティブ取引 ア (現行どおり) イ (現行どおり) ウ <u>一般に公正妥当と認められる企業会計の基準によりヘッジ取引と認められるものについては、ヘッジ会計を適用する。</u></p> <p>(5)(現行どおり) 2 (現行どおり) 3 (現行どおり) 4 (現行どおり) 5 (現行どおり)</p>
<p>第 28 条 (決算期) (記載省略)</p>	<p>第 27 条 (決算期) (現行どおり)</p>
<p>第 29 条 (金銭の分配方針)</p> <p>1 利益の分配 この投資法人は、原則として、以下の方針に基づき毎決算後に金銭の分配を行うものとしします。</p> <p>(1)投資主に分配する金銭の総額のうち、利益の金額は日本国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算されるものとしします。</p> <p>(2)金銭の分配金額については、原則として<u>投信法第 136 条第 1 項に定める「利益」の金額を限度として、租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号、その後の改正を含みます。)</u>第 67 条の 15 に定めるこの投資法人の配当可能所得の金額(以下、「配当可能所得金額」といいます。)の 100 分の 90 に相当する金額を超えて分配するものとしします。</p> <p>(3)(記載省略)</p> <p>2 利益を超えた金銭の分配 (記載省略)</p>	<p>第 28 条 (金銭の分配方針)</p> <p>1 利益の分配 この投資法人は、原則として、以下の方針に基づき毎決算後に金銭の分配を行うものとしします。</p> <p>(1)投資主には、<u>利益(この投資法人の貸借対照表上の純資産額から出資総額、出資剰余金及び評価差額金の合計額を控除した金額をいい、その金額は日本国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算されるものとしします。以下、同じです。)</u>の額に相当する金額の全部又は一部を金銭により投資主に分配するものとしします。</p> <p>(2)金銭の分配金額については、原則として、<u>租税特別措置法第 67 条の 15 第 1 項に定めるこの投資法人の配当可能所得の金額(以下、「配当可能所得金額」といいます。)</u>の 100 分の 90 に相当する金額を超えて分配するものとしします(但し、<u>利益の金額を上限とします。)</u></p> <p>(3)(現行どおり)</p> <p>2 利益を超えた金銭の分配 (現行どおり)</p>

現行規約	変更案
<p>3 分配金の分配方法 分配金は金銭により分配するものとし、決算期現在の投資主名簿に記載又は記録のある投資主又は登録質権者を対象に、投資口の所有口数に応じて分配します。</p> <p>4 分配金の時効等 前項に規定する分配金については、その支払開始の日から満3年間支払の請求がないときは、この投資法人は、その支払の義務を免れるものとし、なお、未払分配金には利息を付さないものとします。</p>	<p>3 分配金の分配方法 分配金は金銭により分配するものとし、決算期の最終の投資主名簿に記載又は記録のある投資主又は登録質権者を対象に、投資口の所有口数に応じて分配します。</p> <p>4 分配金の時効等 第3項に規定する分配金については、その支払開始の日から満3年間支払の請求がないときは、この投資法人は、その支払の義務を免れるものとし、なお、未払分配金には利息を付さないものとします。</p>
<p>第30条（選任） 会計監査人は、投資主総会において選任します。但し、成立時の投資口申込証に記載された会計監査人は、当該投資口の割当てが終了したときに、会計監査人に選任されたものとみなされます。</p>	<p>第29条（選任） 会計監査人は、投資主総会において選任します。</p>
<p>第31条（任期） 1 （記載省略） 2 （記載省略）</p>	<p>第30条（任期） 1 （現行どおり） 2 （現行どおり）</p>
<p>第32条（会計監査人の報酬の額又は報酬の支払に関する基準） 会計監査人の報酬額は、役員会で決定した金額（営業期間ごとに1500万円を上限とします。）とし、その支払時期は、決算期後3月以内に会計監査人の指定する口座へ振込により支払うものとします。</p>	<p>第31条（会計監査人の報酬の額又は報酬の支払に関する基準） 会計監査人の報酬額は、役員会で決定した金額（営業期間ごとに1500万円を上限とします。）とし、その支払は、決算期後3月以内に、会計監査人の指定する口座へ振込む方法により行うものとします。</p>
<p>第9章 一般事務受託者、投資信託委託業者及び資産保管会社</p> <p>第33条(成立時の一般事務受託者、資産の運用を行う投資信託委託業者及び資産保管会社となるべき者の名称及び住所並びにこれらの者と締結すべき契約の概要)</p> <p>この投資法人は、下記の者と、下記内容の業務委託契約を締結いたします。</p> <p>1 成立時の一般事務受託者となるべき者の名称及び住所並びに締結すべき契約の概要</p> <p>(1) 発行する投資口の名義書換に関する事務等を委託する一般事務受託者（以下「名義書換事務等受託者」といいます。）との</p>	<p>第9章 投資信託委託業者に対する資産運用報酬の額又は資産運用報酬の支払に関する基準</p> <p>(削除)</p>

現行規約	変更案
<p><u>契約（以下、「名義書換事務等委託契約」といいます。）の概要</u></p> <p><u>(a) 名称及び住所</u> <u>（名称）三菱信託銀行株式会社</u> <u>（住所）東京都千代田区永田町 2 丁目 11 番 1 号</u></p> <p><u>(b) 契約において定めるべき事項</u></p> <p><u>ア 委託すべき事務の内容（以下、「名義書換事務等受託者の事務」といいます。）</u> <u>発行する投資口の名義書換に関する事務</u> <u>この投資法人の機関（投資主総会及び役員会）の運営に関する事務の一部</u> <u>投資主に対して分配をする金銭の支払に関する事務</u> <u>投資主の権利行使に関する請求その他の投資主からの申出の受付に関する事務</u></p> <p><u>イ 契約期間及び当該期間中の解約に関する事項</u> <u>名義書換事務等受託者の事務を委託する名義書換事務等委託契約には期間を定めないものとします。</u> <u>この投資法人又は名義書換事務等受託者が、その相手方に対し名義書換事務等委託契約の終了を 6 月前までの書面による事前の通知により申出た場合には、当該予告期間の経過をもって名義書換事務等委託契約は終了します。</u> <u>この投資法人又は名義書換事務等受託者は、その相手方が名義書換事務等委託契約に定める義務又は債務を履行しないときは、その相手方に期限を定めて催告したうえ、名義書換事務等委託契約を解約することができます。</u> <u>この投資法人又は名義書換事務等受託者は、その相手方が次に掲げる事項に該当したときは、催告その他の</u></p>	

現行規約	変更案
<p><u>手続を要せず即時名義書換事務等委託契約を解約することができます。</u></p> <p><u>解散、破産、特別清算、会社整理、会社更生手続開始、民事再生手続その他これらに準じる申し立てがあったとき。</u></p> <p><u>支払停止、手形交換所における取引停止処分、又は、差押、仮差押、仮処分、強制執行、滞納処分を受けたとき。</u></p> <p><u>名義書換事務等受託者の経営・営業・財務状況に著しく悪影響を及ぼすもしくは及ぼす虞があると合理的に認められる事由等、名義書換事務等受託者の事務を引き続き委託するに堪えない重大な事由が生じたとき。</u></p> <p><u>ウ 契約の内容の変更に関する事項</u> <u>この投資法人及び名義書換事務等受託者は、互いに協議のうえ、関係法令との整合性及び準則性を遵守して、名義書換事務等委託契約の各条項の定めを変更することができます。</u></p> <p><u>エ 手数料の額（具体的な金額又はその計算方法）並びにその支払の時期及び方法</u> <u>各営業期間につき、当該営業期間にかかる決算期における貸借対照表上の資産総額（但し、当該決算期におけるこの投資法人の資産総額が 100 億円以下の場合、100 億円をこの投資法人の資産総額として計算します。）の 0.1%相当額を上限として、投資主数、名義書換事務等受託者の事務の取扱量等に応じて算出された金額を、名義書換事務等受託者への手数料とします。</u> <u>この投資法人は、毎月の事務取扱量等に応じてこの投資法人と名義書換事務等受託者の合意により算出された 1 月分の手数料を、翌月末日（決算月の手数料については、翌々月の 15 日）までに、名義書換事務等受託者の指定する銀行口</u></p>	

現行規約	変更案
<p><u>座への振込又は口座振替の方法により支払います。1 営業期間に含まれる各月の手数料の総額が、上記に従い算出される当該営業期間に係る手数料上限を超えた場合には当該決算期後遅滞なく精算するものとします。</u></p> <p><u>(2) 会計帳簿の作成に関する事務等を委託する一般事務受託者（以下「会計帳簿作成事務等受託者」といいます。）との契約（以下、「会計帳簿作成事務等委託契約」といいます。）の概要</u></p> <p><u>(a) 名称及び住所</u> <u>（名称）三菱信託銀行株式会社</u> <u>（住所）東京都千代田区永田町 2 丁目 11 番 1 号</u></p> <p><u>(b) 契約において定めるべき事項</u> <u>ア 委託すべき業務の内容（以下、「会計帳簿作成事務等受託者の事務」といいます。）</u> <u>投資証券の発行に関する事務</u> <u>この投資法人の機関（投資主総会及び役員会）の運営に関する事務</u> <u>（但し、名義書換事務等受託者の事務を除きます。）</u> <u>計算に関する事務</u> <u>会計帳簿の作成に関する事務</u> <u>納税に関する事務</u></p> <p><u>イ 契約期間及び当該期間中の解約に関する事項</u> <u>会計帳簿作成事務等委託契約の期間満了日は、平成 15 年 6 月末日とし、期間満了日の 3 月前までに相手方当事者に対する書面による何らの意思表示もないときは、更に 2 年間延長されるものとし、以後も同様とします。</u> <u>この投資法人又は会計帳簿作成事務等受託者が、その相手方に対し会計帳簿作成事務等委託契約の終了を申し出て、当該相手方が書面をもってこれを承諾したときは、会計帳簿作成事務等委託契約は終了します。</u> <u>この投資法人又は会計帳簿作成事務</u></p>	

現行規約	変更案
<p><u>等受託者は、その相手方が会計帳簿作成事務等委託契約に定める義務又は債務を履行しないときは、その相手方に期限を定めて催告したうえ、会計帳簿作成事務等委託契約を解約することができます。</u></p> <p><u>この投資法人及び会計帳簿作成事務等受託者は、その相手方が次の各号に掲げる事項に該当したときは、催告その他の手続を要せず即時会計帳簿作成事務等委託契約を解約することができます。</u></p> <p><u>解散、破産、特別清算、会社整理、会社更生手続開始、民事再生手続その他これらに準じる申し立てがあったとき。</u></p> <p><u>支払停止、手形交換所における取引停止処分、又は、差押、仮差押、仮処分、強制執行、滞納処分を受けたとき。</u></p> <p><u>会計帳簿作成事務等受託者の経営・営業・財務状況に著しく悪影響を及ぼすもしくは及ぼす虞があると合理的に認められる事由等、会計帳簿作成事務等受託者の事務を引き続き委託するに堪えない重大な事由が生じたとき。</u></p> <p><u>ウ 契約の内容の変更に関する事項</u></p> <p><u>この投資法人及び会計帳簿作成事務等受託者は、互いに協議のうえ、関係法令との整合性及び準則性を遵守して、会計帳簿作成事務等委託契約の各条項の定めを変更することができます。</u></p> <p><u>エ 報酬額（具体的な金額又はその計算方法）並びにその支払の時期及び方法</u></p> <p><u>この投資法人は、毎年3月、6月、9月および12月を最終月とする3月分の報酬額として、直前の決算期における貸借対照表上の資産総額の0.0275%相当額を上限とし、資産構成に応じて算出した額を、各最終月の翌月末日までに、会計帳簿作成事務等受託者の指定する銀</u></p>	

現行規約	変更案
<p>行口座への振込又は口座振替の方法により支払います。なお、3月に満たない場合の報酬額は、当該期間に含まれる実日数をもとに日割計算した金額とします。</p> <p>但し、直前の決算期におけるこの投資法人の資産総額が5億円以下の場合には、3月分の報酬額を10万円、5億円超100億円以下の場合、3月分の報酬額を165万円とします。なお、当該3月の期間中にこの投資法人の資産総額が5億円あるいは100億円を超えた場合は、資産総額が5億円あるいは100億円を超えた日を基準日とし、当該3月の期間の初日以降基準日まで（同日を含みません。）の実日数をもとに上記基準に基づく5億円以下あるいは5億円超100億円以下の報酬額として日割計算した金額と、基準日以降最終月末日まで（同日を含みます。）の実日数分として基準日における資産総額に基づき日割計算した金額の合計額とします。</p> <p>2 成立時の投資信託委託業者（以下「運用会社」といいます。）となるべき者の名称及び住所並びに締結すべき契約（以下、「資産運用委託契約」といいます。）の概要</p> <p>(a) 名称及び住所</p> <p>（名称）日本総合ファンド株式会社 （住所）東京都港区虎ノ門2丁目3番17号</p> <p>(b) 契約において定めるべき事項</p> <p>ア 委託すべき業務の内容（以下、「資産運用業務」といいます。）</p> <p>この投資法人の規約において規定される投資方針に従い、この投資法人のためにこの投資法人の資産の取得、譲渡、貸借、管理の委託その他の運用に関する業務((a)この投資法人の資産の管理業務、貸借業務に関わる基本的な事項の決定、承認、確認及び審査等に関する業務、及び、(b)この投資法人による借入</p>	

現行規約	変更案
<p><u>その他の資金調達に係る業務を含む。)</u>。</p> <p>イ <u>契約期間</u></p> <p><u>資産運用委託契約は、この投資法人が設立の登記を完了し設立され、かつ、投信法第 187 条に基づき登録がなされた日に効力を発生します。</u></p> <p><u>資産運用委託契約の有効期間は、その効力発生の日から平成 15 年 6 月末日までとし、期間満了日の 3 月前までに相手方当事者に対する書面による何らの意思表示もないときは、更に 2 年間延長されるものとし、以後も同様とします。</u></p> <p>ウ <u>契約期間中の解約に関する事項</u></p> <p><u>この投資法人は、資産運用委託契約の有効期間中といえども、6 月前までに運用会社に対し書面をもって解約の通知を行うことにより、この投資法人の投資主総会の承認を得た上で、資産運用委託契約を解約することができます。</u></p> <p><u>運用会社が、法令及び資産運用委託契約上の義務に違反しあるいは当該義務を怠った場合、又は資産運用業務を引き続き運用会社に委託することに堪えない重大な事由が生じた場合は、この投資法人は、役員会の決議に基づき、運用会社に対する書面による通知により、資産運用委託契約を解約することができます。</u></p> <p><u>運用会社が次のいずれかに該当するときは、この投資法人は、運用会社に対する書面による通知により、資産運用委託契約を解約します。</u></p> <p><u>運用会社が、投資信託委託業者でなくなったとき。</u></p> <p><u>運用会社の役員若しくは使用人又は子会社の役員若しくは使用人(以下、本項において「役員等」といいます。)がこの投資法人の監督役員となったとき。</u></p>	

現行規約	変更案
<p><u>運用会社が、この投資法人の監督役員に対して継続的な報酬を与えたとき。</u></p> <p><u>運用会社の役員等の親族が、この投資法人の監督役員となったとき。</u></p> <p><u>運用会社が、この投資法人の監督役員に対して、無償又は通常取引価格より低い対価による事務所又は資金の提供その他の特別の経済的利益の供与をしたとき。</u></p> <p><u>運用会社が、解散したとき。</u></p> <p><u>エ 契約の内容の変更に関する事項</u> <u>この投資法人及び運用会社は、法令の定める手続に従い、書面による事前の合意により、資産運用委託契約を変更することができます。</u></p> <p><u>オ 報酬額並びに支払時期及び方法</u> <u>この投資法人は、資産運用業務の対価として、第 34 条の定めに基づいた報酬を運用会社に支払います。</u></p> <p><u>3 成立時の資産保管会社となるべき者の名称及び住所並びに締結すべき契約(以下、「資産保管業務委託契約」といいます。)の概要</u></p> <p><u>(a) 名称及び住所</u> <u>(名称)三菱信託銀行株式会社</u> <u>(住所)東京都千代田区永田町 2 丁目 11 番 1 号</u></p> <p><u>(b) 契約において定めるべき事項</u></p> <p><u>ア 委託すべき業務の内容(以下、「資産保管会社の業務」といいます。)</u> <u>この投資法人が取得する特定資産及びそれ以外の資産の保管</u> <u>この投資法人が収受し保有する金銭の保管</u> <u>上記の業務に関連して付随的に発生する事務</u> <u>法令に基づく帳簿の作成事務</u></p> <p><u>イ 契約期間及び当該期間中の解約に関する事項</u></p>	

現行規約	変更案
<p><u>資産保管業務委託契約の期間満了日は、平成15年6月末日とし、期間満了日の3月前までに相手方当事者に対する書面による何らの意思表示もないときは、更に2年間延長されるものとし、以後も同様とします。</u></p> <p><u>この投資法人又は資産保管会社が、その相手方に対し資産保管業務委託契約の終了を申し出て、当該相手方が書面をもってこれを承諾したときは、資産保管業務委託契約は終了します。</u></p> <p><u>この投資法人又は資産保管会社は、その相手方が資産保管業務委託契約に定める義務又は債務を履行しないときは、その相手方に期限を定めて催告したうえ、資産保管業務委託契約を解約することができます。</u></p> <p><u>この投資法人又は資産保管会社は、その相手方が次に掲げる事項に該当したときは、催告その他の手続きを要せず即時資産保管業務委託契約を解約することができます。</u></p> <p><u>解散、破産、特別清算、会社整理、会社更生手続開始、民事再生手続その他これらに準じる申し立てがあったとき。</u></p> <p><u>支払停止、手形交換所における取引停止処分、又は、差押、仮差押、仮処分、強制執行、滞納処分を受けたとき。</u></p> <p><u>資産保管会社の経営・営業・財務状況に著しく悪影響を及ぼすもしくは及ぼす虞があると合理的に認められる事由等、資産保管会社の業務を引き続き委託するに堪えない重大な事由が生じたとき。</u></p> <p>ウ 契約の内容の変更に関する事項</p> <p><u>この投資法人及び資産保管会社は、互いに協議のうえ、関係法令との整合性及び準則性を遵守して、資産保管業務</u></p>	

現行規約	変更案
<p><u>委託契約の各条項の定めを変更することができます。</u></p> <p><u>エ 報酬額（具体的な金額又はその計算方法）並びにその支払の時期及び方法</u> <u>この投資法人は、毎年3月、6月、9月および12月を最終月とする3月分の報酬として、この投資法人の直前の決算期における資産総額の0.0175%相当額を上限とし、資産構成に応じて算出した額を各最終月の翌月末日までに、資産保管会社の指定する銀行口座への振込又は口座振替の方法により支払います。なお、3月に満たない場合の報酬額は、当該期間に含まれる実日数をもとに日割計算した金額とします。</u> <u>但し、直前の決算期におけるこの投資法人の資産総額が5億円以下の場合</u> <u>3月分の報酬額を5万円、5億円超100億円以下の場合、3月分の報酬額を78万7500円とします。なお、当該3月の期間中にこの投資法人の資産総額が5億円あるいは100億円を超えた場合は、資産総額が5億円あるいは100億円を超えた日を基準日とし、当該3月の期間の初日以降基準日まで（同日を含みません。）の日数分として上記基準に基づく5億円以下あるいは5億円超100億円以下の報酬額として日割計算した金額と、基準日以降最終月末日まで（同日を含みます。）の実日数をもとに基準日における資産総額に基づき日割計算した金額の合計額とします。</u></p>	
<p>第34条（資産の運用を行う投資信託委託業者に対する資産運用報酬の額又は資産運用報酬の支払に関する基準） この投資法人が資産の運用を委託する投資信託委託業者に支払う報酬の額又は資産運用報酬の支払いに関する基準は、以下のとおりとし、この投資法人は、各号に定める報酬を以下に定める手続及び時期に従い、投資信託委託業者に対し支払うものとします。 （1）運用報酬1</p>	<p>第32条（資産の運用を行う投資信託委託業者に対する資産運用報酬の額又は資産運用報酬の支払に関する基準） この投資法人が資産の運用を委託する投資信託委託業者に支払う報酬の額又は資産運用報酬の支払いに関する基準は、以下のとおりとし、この投資法人は、各号に定める報酬を以下に定める手続及び時期に従い、投資信託委託業者に対し支払うものとします。 （1）運用報酬1</p>

現行規約	変更案
<p>各営業期間につき、当該決算期及び前決算期の期末算定価格（不動産等を規約第27条第2項に定める方法で算定した価格をいいます。）のそれぞれの総額を平均した金額の0.2%を上限として役員会で決定した料率を乗じた金額に、当該営業期間の月数を12月で除した割合を乗じた金額とします。支払時期については、前期末の期末算定価格の総額の0.2%を上限として役員会で決定した料率を乗じた金額の12分の1を、翌月末日までに支払い、当該決算期の決算確定後遅滞なく過不足を精算します。</p> <p>(2) 運用報酬2 決算期に算定される「分配可能金額」の3%を上限として役員会で決定した料率を乗じた金額とします。「分配可能金額」とは、日本国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算される運用報酬2控除前の税引前当期利益に繰越欠損金があるときはその全額を補填した後の金額とします。支払時期については、直前の決算期における分配可能額の3%を上限として役員会で決定した料率を乗じた金額の2分の1に相当する金額を、毎年3月末日、6月末日、9月末日及び12月末日に支払い、各決算期における決算確定後遅滞なく過不足を精算するものとします。</p> <p>(3) 運用報酬3 この投資法人が第26条第3項第1号(a)及び(b)に定める不動産等及び不動産等を主たる投資対象とする資産対応証券等の特定資産を取得した場合において、取得資産ごとにその取得価額（但し、消費税及び地方消費税並びに取得に伴う費用は除きます。）に応じ、原則として以下の料率を乗じた金額の合計額とします。なお、事情に応じて、以下の料率を下回することは妨げないものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 150億円以下の部分に対して0.4% ・ 150億円超 300億円以下の部分に対 	<p>各営業期間につき、当該決算期及び前決算期の期末算定額（不動産等を規約第26条第2項に定める方法で算定した額をいいます。）のそれぞれの総額を平均した金額の0.2%を上限として役員会で決定した料率を乗じた金額に、当該営業期間の月数を12月で除した割合を乗じた金額とします。支払時期については、前期末の期末算定額の総額の0.2%を上限として役員会で決定した料率を乗じた金額の12分の1を、翌月末日までに支払い、当該決算期の決算確定後遅滞なく過不足を精算します。</p> <p>(2) 運用報酬2 決算期に算定される「分配可能金額」に3%を上限として役員会で決定した料率を乗じた金額とします。「分配可能金額」とは、日本国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算される運用報酬2控除前の税引前当期純利益に繰越欠損金があるときはその全額を補填した後の金額とします。支払時期については、直前の決算期における分配可能額の3%を上限として役員会で決定した料率を乗じた金額の2分の1に相当する金額を、毎年3月末日、6月末日、9月末日及び12月末日に支払い、各決算期における決算確定後遅滞なく過不足を精算するものとします。</p> <p>(3) 運用報酬3 この投資法人が第25条第3項第1号(a)及び(b)に定める不動産等及び不動産等を主たる投資対象とする資産対応証券等の特定資産を取得した場合において、取得資産ごとにその取得価額（但し、消費税及び地方消費税並びに取得に伴う費用は除きます。）に応じ、原則として以下の料率を乗じた金額の合計額とします。なお、事情に応じて、以下の料率を下回することは妨げないものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 150億円以下の部分に対して0.4% ・ 150億円超 300億円以下の部分に対

現行規約	変更案
<p>して、0.1% ・ 300 億円超の部分に対して 0.05% 支払時期は、この投資法人が当該資産を取得した日（所有権移転等の権利移転の効果が発生した日）とします。</p> <p>(4) 運用報酬 4 この投資法人が第 26 条第 3 項第 1 号(a)及び(b)に定める不動産等及び不動産等を主たる投資対象とする資産対応証券等の特定資産を譲渡した場合において、譲渡資産ごとにその譲渡価額(但し、消費税及び地方消費税並びに譲渡に伴う費用は除きます。)に 0.05%を乗じて得た金額とします。支払時期は、当該資産を譲渡した日（所有権移転等の権利移転の効果が発生した日）とします。 なお、事情に応じて、この料率を下回することは妨げないものとします。</p>	<p>して、0.1% ・ 300 億円超の部分に対して 0.05% 支払時期は、この投資法人が当該資産を取得した日（所有権移転等の権利移転の効果が発生した日）とします。</p> <p>(4) 運用報酬 4 この投資法人が第 25 条第 3 項第 1 号(a)及び(b)に定める不動産等及び不動産等を主たる投資対象とする資産対応証券等の特定資産を譲渡した場合において、譲渡資産ごとにその譲渡価額(但し、消費税及び地方消費税並びに譲渡に伴う費用は除きます。)に 0.05%を乗じて得た金額とします。支払時期は、当該資産を譲渡した日（所有権移転等の権利移転の効果が発生した日）とします。 なお、事情に応じて、この料率を下回することは妨げないものとします。</p>
<p>第 35 条(借入金及び投資法人債発行の限度額) 1 (記載省略) 2 (記載省略)</p>	<p>第 33 条(借入金及び投資法人債発行の限度額) 1 (現行どおり) 2 (現行どおり)</p>
<p>第 36 条(設立企画人の名称及び住所) この投資法人の設立企画人は以下のとおりとします。成立時までの業務は、全て下記の設立企画人がこれを行うものとします。 (名称) 日本総合ファンド株式会社 (住所) 東京都港区虎ノ門 2 丁目 3 番 17 号</p>	<p>(削除)</p>
<p>第 37 条(設立企画人が受ける報酬) この投資法人の設立企画人に対し、設立までの役務に対する報酬として 6000 万円を、この投資法人が投信法第 187 条に基づく登録がなされた日から 1 月以内に支払うものとします。</p>	<p>(削除)</p>
<p>第 38 条(投資法人の負担に帰すべき設立費用) この投資法人の負担に帰すべき設立費用は、以下の内容とします。但し、これらの設立費用は、総額 1000 万円を上限とします。 (1) 設立登記の登録免許税 (2) 金融機関の払込保管取扱手数料 (3) 創立総会に関する費用 (4) その他設立事務に必要な費用</p>	<p>(削除)</p>

現行規約	変更案
第 39 条(執行役員及び監督役員の最初の任期) 執行役員及び監督役員の最初の任期は、平成 15 年 6 月末日までとします。	(削除)
第 40 条 (最初の営業期間) この投資法人の最初の営業期間は、この投資法 人成立の日から平成 14 年 9 月末日までとしま す。	(削除)
第 41 条 (金額の計算方法) (記載省略)	第 34 条 (金額の計算方法) (現行どおり)
第 42 条 (支払期日の特例) 支払期日が銀行の休日に該当する場合は直前 の営業日を支払期日とします。	第 35 条 (支払期日の特例) 支払期日が銀行の休業日に該当する場合は直 前の営業日を支払期日とします。
第 43 条 (日割計算) (記載省略)	第 36 条 (日割計算) (現行どおり)

第2号議案 執行役員1名選任の件

執行役員(1名)は、平成17年6月30日をもって任期満了となりますので、執行役員1名の選任をお願いするものであります。なお、本議案において執行役員の任期は、本投資法人規約の定めにより、就任する平成17年7月1日より2年であります。

また、執行役員の選任に関しましては、平成17年4月25日開催の役員会において、監督役員全員の一致をもってする決議によるものであります(投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第117条第3項)。

執行役員候補者は次のとおりであります。

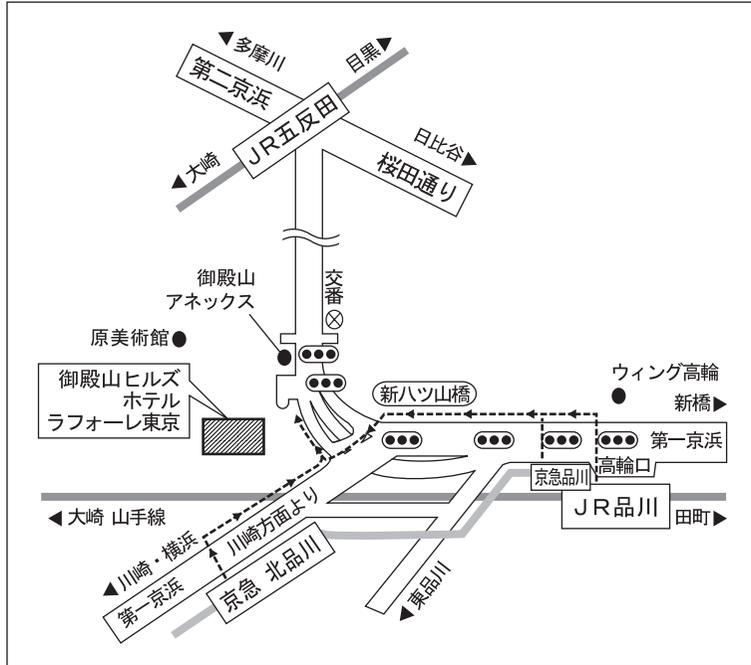
氏名 (生年月日)	主要略歴	
(むらた まさき) 村田 正樹 (昭和32年) (6月9日)	昭和57年4月 昭和60年3月 昭和62年9月 平成3年11月 平成7年11月 平成10年12月 平成13年7月 平成14年12月 平成15年4月 平成15年6月 平成15年9月	野村證券株式会社入社 同社国際業務開発室 野村インターナショナルPLCシンジケート部 野村證券株式会社名古屋支店金融法人部 同社法人業務部 同社第一企業部 同社不動産投資銀行部 同社アセットファイナンス部 野村信託銀行株式会社資金為替部長兼資産金融部長 森トラスト・アセットマネジメント株式会社(旧日本総合ファンド株式会社)代表取締役社長就任(現職) 本投資法人(旧日本総合トラスト投資法人)執行役員就任(現職)

1. 上記執行役員候補者は、本投資法人の投資口を所有しておりません。
2. 上記執行役員候補者は、本投資法人が資産運用委託契約を締結している森トラスト・アセットマネジメント株式会社の代表取締役社長であります。平成15年8月13日付にて、投資信託及び投資法人に関する法律第13条に基づき、金融庁長官より兼職の承認を得ております(金監2480号)。
3. 上記執行役員候補者は、本投資法人との間に特別の利害関係はありません。

以 上

投資主総会会場ご案内図

東京都品川区北品川四丁目 7 番36号
御殿山ヒルズ ホテルラフォーレ東京 地下1階 宴会場「左近の間」



交通

- 電車 JR各線 品川駅 高輪口より...徒歩10分
京浜急行 北品川駅より...徒歩3分
- バス JR品川駅(高輪口)発 五反田駅行に乗車し
「御殿山」にて下車...徒歩1分
JR五反田駅(東口)発 品川駅行に乗車し
「御殿山」にて下車...徒歩1分
- 月～金曜日の朝・夕のみは、
JR品川駅(高輪口)発 御殿山ヒルズ行がございます。

・お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。